

監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 企画部
政策経営課、地域政策課、地域交通課、文化振興課
博物館島瀬美術センター、国際政策課

3 監査の期間 令和元年5月7日（火）～令和元年6月11日（火）

4 監査の範囲及び方法

平成30年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

6 監査の結果

収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務において、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

【指摘事項】

1 収入事務について

- ① 市有財産賃貸借料ほかにおいて、平成 29 年度の歳入とすべき貸付収入を平成 30 年度に調定し、
収納しているものがあつた。 (地域交通課)

- ② 行政財産目的外使用料の徴収において、佐世保市財務規則第 66 条の 2 ただし書きで「…債権金額
が年額で定められているものにあつては 4 月 30 日以前の日を…納期限と定めるものとする。」と規
定されているにもかかわらず、債権金額を年額で定めているもので、納期限が 4 月 30 日より後の日
付になっていた。 (地域交通課)

- ③ 市有財産賃貸借料ほかの徴収において、佐世保市財務規則第 66 条の 2 で「債権金額が…月額で
定められているものにあつては毎月末日以前の日を納期限と定めるものとする。」と規定されているに
もかかわらず、債権金額を月額で定めているもので、納期限が毎月末日より後の日付になっているも
のがあつた。 (地域交通課)

- ④ 市有財産賃貸借料において
 - ア 佐世保市財務規則第 66 条の 2 で「債権金額が…月額で定められているものにあつては毎月末日
以前の日を納期限と定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、債権金額を月額で定
めているもので納期限が毎月末日より後の日付になっているものがあつた。
(博物館島瀬美術センター)

 - イ 佐世保市財務規則第 75 条第 1 項で「出納員等は、現金…を収納するときは、会計管理者が指定
する領収書綴を用いなければならない。」と規定されているにもかかわらず、会計管理者が指定し
た領収書綴を使用していなかった。
(博物館島瀬美術センター)

 - ウ 佐世保市財務規則第 78 条第 1 項で「出納員等が、歳入金を受納したときは…その日又はその翌
日までに公金銀行等に払い込まなければならない。」と規定されているにもかかわらず、払い込み
が遅れているものがあつた。
(博物館島瀬美術センター)

- ⑤ 雑入（実費徴収金）において、佐世保市財務規則第 268 条の 2 第 1 項で「令第 171 条の規定によ
る督促は、納期限後 20 日以内に文書を発して行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、
督促状を発していなかった。
(博物館島瀬美術センター)

公金の取り扱いという職務の重要性を再認識するとともに、慣例的に事務処理を行うのではなく、職員全員による条例・規則等の再確認や、決裁者によるチェック体制の強化により、同じ誤りが繰り返されないようリスク管理調査表を活用し、事務処理体制の確立に取り組みたい。

2 支出事務について

- ① 地域力アップ支援事業等補助金において、同交付要綱第 12 条及び第 13 条で「市長は…（実績報告）があった場合は、…交付すべき補助金の額を確定し、…確定通知書（様式第 11 号）により申請者に通知するものとする。…（補助金の確定）通知を受けた申請者は、…請求書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない」と規定されているにもかかわらず、補助金の確定通知前に、概算払により補助金を交付しているものがあつた。（地域政策課）
- ② 出張復命書において、理事（部長級）の復命については、佐世保市事務処理規程第 6 条で「…・市長専決事項、部長専決事項及び課長専決事項以外の事項は副市長の専決事項とする。」と規定されているにもかかわらず副市長の決裁を受けていなかった。（地域交通課）
- ③ 出張命令伺において、理事（部長級）の出張については、佐世保市事務処理規程第 6 条で「…・市長専決事項、部長専決事項及び課長専決事項以外の事項は副市長の専決事項とする。」と規定されているにもかかわらず副市長の決裁を受けていなかった。（地域交通課）
- ④ 佐世保市公共交通対策事業費補助金において、同交付要綱で規定された基準額と異なる額で補助金の算定を行っていた。（地域交通課）

担当者及び決裁者が根拠法令等を再確認し、再発防止に努められたい。

3 契約事務について

- ① 西九州させぼ広域都市圏自治体新電力事業に係る新電力会社設立可能性検討業務委託ほかにおいて、佐世保市文書規程第 33 条第 1 項で「…契約…に関する起案書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案書について、総務課長の審査を受けていなかった。（政策経営課）
- ② 西九州させぼ広域都市圏自治体新電力事業に係る新電力会社設立可能性検討業務委託ほかの変更契約において、佐世保市財務規則第 176 条で「随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ第 166 条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、予定価格を設定せず見積金額をもって契約を締結していた。（政策経営課）

- ③ 事業系使用済みパソコン等の収集・運搬および処分に関する契約ほかにおいて、佐世保市財務規則第 178 条（佐世保市財務規則第 165 条の規定を準用）で規定されている予定価格を記載した書面の作成を省略していた。（地域政策課）
- ④ 黒島簡易トイレ設置リース契約において、佐世保市文書規程第 33 条第 1 項で「…契約…に関する起案書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、最新の審査対象外指定文書と誤って旧指定様式により処理していた。（地域政策課）
- ⑤ 複写機の保守及び消耗品価格に関する契約において、佐世保市文書規程第 33 条第 1 項で「…契約…に関する起案書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、最新の審査対象外指定文書と誤って旧指定様式により処理していた。（博物館島瀬美術センター）

契約事務の適正な執行のため、規則等を再確認し、決裁者段階でのチェック体制の強化など同じ誤りが繰り返されないよう事務処理体制の確立に取り組まれない。

4 財産管理事務について

- ① 備品において、佐世保市物品会計規則第 21 条で「出納員は、…備品ラベルをちょう付して整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、備品ラベルをちょう付していないものがあつた。（博物館島瀬美術センター）

前回は指摘した事項である。規則を再確認し、再発防止のため組織的に管理する体制を確立されたい。